

令和4年度第2回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和4年8月22日（月）午後2時30分から午後4時15分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）
⇒ 原案のとおり制限措置の内容等を定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) 知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）
⇒ 原案のとおり許可の基準を定めることが適当である旨答申することに決定。
- (3) 知事許可漁業に係る許可の有効期間について（諮問）
⇒ 原案のとおり許可の有効期間を定めることが適当である旨答申することに決定。
- (4) 稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針について（協議）
⇒ 原案のとおり決定。
- (5) 令和5年の漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針について（協議）
⇒ 原案のとおり決定。国が示している養殖魚の輸出拡大計画に対応するため、生産尾数が増やせるようブルー計画等を早期に見直すよう意見があった。
- (6) くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
⇒ 採捕停止となっているため、漁期終盤前に枠を確保するよう意見があった。
- (7) 機船船びき網漁業（バッチ網・八代海）に係る熊本県との協議結果について（報告）
⇒ 特に意見なし。

令和4年度 第2回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和4年8月22日（月） 午後2時30分～

区分	氏名	出欠
漁業者・漁業従事者	〈会長〉 阿久根 金也	○
	〈会長職務代理者第1位〉 中馬 清文	○
	川畑 三郎	○
	楠田 勇二	○
	小崎 春海	○
	迫田 洋則	○
	重信 雅彦	○
	田村 眞一	○
学識経験者	〈会長職務代理者第2位〉 柳原 重臣	○
	佐野 雅昭	○
	西 一樹	○
立	肥後 正司	○
	前田 圭子	○
	前田 祝成	×

出席 14
欠席 1

<事務局等>

職名	氏名
事務局長（資源管理監）	脇田 敏夫
事務局次長（技術主幹兼漁業調整係長）	板坂 信明
事務局書記（主査）	上今 達矢
水産振興課漁業調整係 技術専門員	村田 圭助
水産振興課漁業調整係 水産技師	福元 亨介
水産振興課漁業監理係 技術専門員	加治屋 大

－令和4年8月22日（月）午後2時30分開始－

【開会】

○脇田事務局長

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第2回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員15名中14名の委員にご出席をいただいております。漁業法第145条第1項に定めます定数を満たしておりますので、本委員会は成立してございます。

注意事項ですけれども、発言は挙手の上、議長の了承を得て、マイクがお手元に届いてから行うようにしていただきたいと思っております。

それでは議長の方から挨拶と議事進行の方よろしくお願いいたします。

○阿久根議長

皆さん、こんにちは。今年は大変暑くて、水温もいつもより高く、台風が来ないものですから、海水が混ざり合うこともなく、水温が高くて、皆さん、養殖業者の方も漁船業者の方々も大変苦勞されてると思っております。

世の中はコロナに始まり、インフルエンザは夏には消えるものですが、夏も冬もなく、コロナはまん延していくような形であります。

いつかは風邪みたいな扱いになるんでしょうねということで、我々は粛々と水産に携わっていかなきゃならないと思っております。

【議事録署名者の指名】

○阿久根議長

それでは議事に入る前に、議事録署名者を私から指名するという事によろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○阿久根議長

今回は、田村委員と前田圭子委員をお願いいたします。それでは早速議事に入ります。

【議題1:知事許可漁業に係る制限措置等の公示について】

【議題2:知事許可漁業に係る許可の基準について】

【議題3:知事許可漁業に係る許可の有効期間について】

○阿久根議長

議題1は知事許可漁業に係る制限措置等の公示についてですが、これは議題2の知事許可漁業に係る許可の基準について、議題3の知事許可漁業に係る許可の有効期間についてと関連する諮問事項ですので、3つの諮問事項について、県から一括して説明をお願いいたします。

○水産振興課（福元水産技師）

はい。水産振興課漁業調整係の福元です。私の方から議題1から3についてご説明をいたします。

まず、議題1の知事許可漁業に係る制限措置等の公示について、資料1に基づいてご説明をいたします。

説明に入ります前に資料の修正をお願いいたします。資料1の2ページです。操業区域ごとに1、2、3とありますが、「操業区域の2」の行を全て削除をお願いします。

そして、その上の操業区域の1の許可をすべき漁業者等の数で18となっているところを21と修正をお願いします。

関連しまして、6ページの別表の操業区域です。番号の2番の行を全て削除をお願い

します。修正は以上です。

それでは諮問事項ですので、諮問文を読み上げます。資料の1ページをご覧ください。

—諮問文—

水振第389号
令和4年8月17日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○福元水産技師

2ページをご覧ください。今回お諮りするのは稚うなぎ漁業、それから、潜水器漁業についてです。

まず、稚うなぎ漁業につきましてですが、こちらは令和2年12月1日に改正された漁業法に基づきまして、これまでの特別採捕許可により採捕していたものを漁業許可による採捕に移行する必要があります。

その移行の経緯や詳細につきましては、議題4でご説明いたしますので、今回はその漁業許可に基づく採捕に移行するため、制限措置について当委員会へお諮りするものです。2ページの表の漁業種類につきましては、稚うなぎ漁業（手すくい）とめくっていただいて4ページの下の方で稚うなぎ漁業（手すくい及びふくろ網）という2種類で許可をいたします。

河川によって手すくいのみの河川と、手すくいとふくろ網という漁法を用いて採捕している河川がございます。

この漁法につきましては、参考として10ページの方にイラストではあるんですが、掲載をしているところです。

手すくいは新聞報道やニュース報道でもありますとおり、このように河川及び海面で、たも網を用いてシラスウナギを採捕する方です。

ふくろ網につきましては、海底に杭を打ち込んで、干潮から満潮に向かって潮がのぼり始める時に網を設置し、満潮のときに袋に入った稚うなぎを収容すると、そういった漁法になっております。

各河川ごとの操業区域につきましては、6ページ以降の別表の方にそれぞれ記載をしてございます。

こちらの稚うなぎ漁業につきましては、5ページの下の方、申請すべき期間として、この期間で申請を受け付けて、許可をする予定としております。稚うなぎ漁業につきましては以上になります。続いて、潜水器漁業について、担当の上今からご説明いたします。

○上今主査

水産振興課の上今と申します。資料は9ページをお願いいたします。

潜水器漁業につきまして説明いたします。ほぼ毎回、新規の許可の件で、制限措置の

公示をお諮りしているところですが、今回、喜入の方から、また新たに潜水器漁業を取得したいという方が要望してこられまして、今回お諮りするものです。

漁業時期につきましては10月1日から6月30日まで。船舶の総トン数等は定めなしで、許可すべき者の数を1人としております。申請すべき期間は、記載のとおりになります。

ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。稚うなぎ漁業につきまして説明が続きますので、また、福元の方から説明に入ります。お願ひします。

○福元水産技師

はい。議題1については説明を終わります。続いて、議題2の知事許可漁業に係る許可の基準についてでございます。資料2をご覧ください。

こちらはその他の漁船漁業においても同じように諮問しているものでございます。

資料の1ページ、諮問文を読み上げます。

－諮問文－

水振第390号
令和4年8月17日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）

このことについて、鹿児島県漁業調整規則第11条第7項に規定する許可の基準を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

○福元水産技師

2ページをご覧ください。今回、許可すべき漁業者の数、つまり申請の数が、公示した数を超える場合に、このような基準で許可をする者を定めるものとしております。

考え方につきましては、他の漁船漁業と同じ考えで、(1)から(3)の順に優先順位をつけて許可をいたします。

まず、前年にシラスウナギ採捕についての許可を受けた者で、かつ、前年の操業実績がある者。

その次に、過去3年間に許可等を受けて、操業実績がある者、そして、それ以外の者という順番で許可をしたいと考えております。議題2については、説明は以上です。

続いて、議題3の知事許可漁業に係る許可の有効期間について、ご説明をいたします。

資料3をご覧ください。1ページの諮問文を読み上げます。

－諮問文－

水振第391号
令和4年8月17日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る許可の有効期間について（諮問）

このことについて、漁業許可の有効期間を別紙のとおり定めたいので、鹿児島県漁業調整規則第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

○福元水産技師

資料の3ページをご覧ください。漁業調整規則の抜粋を掲載しております。

稚うなぎ漁業につきましては、第15条第2号に掲げる第4条第1項第2号に掲げる漁業ということで、許可の有効期間は1年というふうになっておりますが、第15条第2項において漁業調整のために必要な限度において、前項の期間より短い期間を定めることができますので、今回お諮りするものです。

2ページの別紙をご覧ください。漁業種類につきましては、稚うなぎ漁業、漁業許可の有効期間につきましては、12月1日から翌年3月31日までの間で毎年定める期間といたします。

対象の漁業者は公示した制限措置に該当する者です。

短期許可を行う理由につきましては、稚うなぎ漁業は稚魚を漁獲するという性質上、資源管理を行う必要があります。採捕期間を12月から翌年3月までということで制限をしております。

また、河川の状況等を考慮した上で許可する必要があるため、同期間において、毎年協議により定める期間で短期許可をする必要があります。

議題3につきましては、説明は以上です。議題1から3について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿久根議長

ただいま県から説明が終わりました。本諮問事項へ委員の皆様方からご意見ご質問等ございませんか。

○柳原委員

いいですか。

○阿久根議長

はい。柳原委員。

○柳原委員

稚うなぎ許可の許可統数なんですが、今回からの特別採捕許可じゃなくて、漁業許可で許可することなんですけども、許可統数全体としては昨年に比べてどうか、ちょっとそのあたりの状況を教えていただければと思います。

○福元水産技師

はい。申請予定人数につきましては、各採捕組合に照会をかけた上で、ここに記載をしております。

前年が1,242名のところ、今年は4名減りまして1,238名で許可をする予定でございます。以上です。

○柳原委員

これは手すくいもふくろ網も含めての合計ということですか。

○福元水産技師

はい。含めてでございます。ふくろ網につきましては、昨年度と同様13統で許可をする予定です。

○柳原委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○阿久根議長

他にご意見ご質問等ございますか。ございませんね。

それでは、ご意見ご質問特に何もありませんので、順次、議決をとります。

○阿久根議長

まず、議題1の知事許可漁業に係る制限措置等の公示について、原案のとおり制限措置等の内容を定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

はい、ではそのように答申するようことに決定します。

続きまして、議題2の知事許可漁業に係る許可の基準については、原案のとおり許可の基準を定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

では、異議なしということで、答申することに決定します。

続きまして、議題3の知事許可漁業に係る許可の有効期間については、原案のとおり許可の有効期間を定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

異議なしということで、そのように答申することにいたします。

【議題4:稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針について】

○阿久根議長

続きまして、議題4は、稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針についてです。これは協議事項ですので、まずは県からの説明をお願いします。

○福元水産技師

はい。引き続き、漁業調整係の福元からご説明いたします。稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針についてでございます。資料4の1ページをお開きください。

こちらは先ほど諮問いたしました稚うなぎ漁業について、今年の12月から始まるシラスウナギ漁期から漁業許可に移行をいたします。

その移行するに当たっての背景等について、まず詳しくご説明いたします。

経緯でございます。現在、うなぎ養殖用の種苗として、26都府県で特別採捕許可によりシラスウナギを採捕しております。

令和2年12月に施行された改正漁業法によりまして、ナマコ、アワビ、それからウナギの稚魚、これら3種類が特定水産動植物に指定をされました。

そして、ウナギの稚魚につきましては、令和5年、来年の12月から適用されることとなっております。

特定水産動植物というのが、漁業権に基づく採捕、漁業許可に基づく採捕、それから試験研究等、資源への影響が軽微な場合を除いて、いかなる場合も採捕してはならないと規定されております。

このことから採捕の実態があるすべての都府県において、令和5年12月までに現行の特別採捕許可から漁業許可へ移行するか、漁業権に基づく採捕に移行する必要があるがございます。

本県におきましては、令和4年漁期、今年の12月から漁業許可へ移行することとしております。

漁業許可化の方針につきましては、現行における特別採捕許可の体制というのは、これまでの調整等で採捕現場に根づいているものでありまして、漁業許可への移行に伴うハレーションを最小限に抑える必要があることから、原則として現行の体制を可能な限り維持するということが基本といたします。

その上で、令和7年12月に予定されている、うなぎの稚魚への水産流通適正化法の適用を見据え、適切な流通に資することや、法令に則していること、それから水産庁からの指導内容等を考慮して、漁業許可へ移行することといたします。

資料の4ページ、5ページの方にその取扱方針の案をお示ししております。

この内容につきまして、2ページの方に現行との比較ということで一覧表にしておりますので、そちらに基づいてご説明をいたします。

まず、許可の対象につきましては、これまでは、種苗採捕組合に属する者ということでしたが、今後、漁業許可に当たって、出荷先、こちらは養鰻業者や、シラスウナギを取り扱ういわゆる問屋さん等と集出荷契約を結んだ者もしくは結んだ種苗採捕組合に属する者を許可の対象といたします。

続いて、適格性の基準ということで、こちらは漁船許可の場合も同様のものを示しておりますが、これまで規定がなかったものを、制限措置を公示した日から起算して1年以内に漁業又は労働関係法令に違反していないものということで基準を定めます。

漁具及び漁法については、たも網を用いた手すくい及びふくろ網ということで変更ございません。

許可数の上限としましては、漁業許可へ移行した年の前年、今年の前年、つまり令和3年度漁期の許可数を上限といたします。

操業区域と許可期間及び漁業時期につきましては、これまでと同様で、許可期間につきましては、12月から3月末までの120日間を、資源管理のため90日間に短縮をして許可をいたします。

夜間標識につきましては、これまで同様装着を義務付けをいたします。

それから、許可の条件になりますが、踏み出し漁法、いわゆる足で川底を搔いて、潜っているウナギを出してから、そのウナギを獲る踏み出し漁法、それから日の出から日没までの日中の採捕禁止は継続です。

許可の停止要件として、これまでの特別採捕許可では、県内の養鰻業者の池入れ量が上限に達すると認めて指定した場合を停止要件としておりましたが、今後、漁業許可になるに当たって、この漁業許可というのは、内水面振興法という内水面の法律がございまして、それに規定するウナギ養殖業の池入れ、つまり、日本全体のウナギ養殖業者の池入れ量、養殖業のための採捕という位置付けになりますので、我が国全体の養鰻業者の池入れ量が上限に達すると認めて指定した場合ということになります。

稚うなぎの出荷につきましては、これまで指定した集荷人以外の者への出荷は禁止していたんですが、出荷先は制限せずに、今後は検量場所を指定いたします。

こちらは数量管理のためや流通適正化法に向けて整備するものです。以上が取扱方針に係る現行との比較ということでご説明をいたしました。

資料の4ページから5ページにかけてその取扱方針の案を掲載しております。

それから、6ページ以降は、その稚うなぎ漁業への知事許可化への移行についての水産庁からの技術的指導、それから、これまでの特別採捕許可に関する本県の取扱方針を参考として掲載しております。それぞれ、お目通しをお願いします。

説明につきましては以上です。ご協議のほどよろしく申し上げます。

○阿久根議長

ただいま県から説明が終わりました。本協議事項へのご意見ご質問等、委員の皆様方からございませんか。はい、柳原委員。

○柳原委員

今度は許可の対象として、今まで採捕組合に属する者が、出荷先ということで稚うなぎ取扱業者とかいろいろ複雑になってるわけですが、稚うなぎ取扱業者さんは何業者ぐらいを想定されているのでしょうか。

○福元水産技師

はい。シラスウナギの取扱業者の全国組織というもので、日本シラスウナギ取扱者協議会というものがございまして、そこに加盟している鹿児島県の稚うなぎ取扱業者は、現在14から15社いらっしゃるということですので、その方々を想定しております。

○柳原委員

大隅の方に養鰻団体があるわけですが、他は養殖業者と契約を結ぶという感じになるんですかね。

○福元水産技師

はい。ここに養鰻団体と書いておりますのは、これまでの特別採捕許可では需給調整として、各採捕組合と各地区に養鰻団体というのがありまして、そことこれまでは需給契約を結んでおりました。

今後、許可になるに当たっても、そういった養鰻団体と契約出荷することができるということで、このように記載しております。

○阿久根議長

はい、柳原委員。

○柳原委員

はい。色々と初めてのことで、流通関係がウナギの場合は複雑なところがありますので、整理して対応していただければと思います。

あと1つ、検量場所の指定というのは、それぞれ具体的に申請が上がってきた段階で指定するという考え方になるのでしょうか。

○福元水産技師

はい。検量場所につきましては、申請の時に採捕組合の方から指定をしていただく形で、組合から届け出られた場所を検量場所として指定をする予定です。

○柳原委員

はい、わかりました。ありがとうございます。色々とウナギ関係は複雑ですので、適正に許可がなされるよう、よろしくお願いします。

○福元水産技師

はい。ありがとうございます。先ほど申し忘れましたけれども、先週金曜日、8月19日に行われた内水面漁場管理委員会において、この取扱方針を協議をしておりまして、策定することが適当である旨の回答をいただいております。

また、この漁業許可化につきましては、非常に大きな改正ということで、今後、随時改正点等出てくることと思いますが、その都度検討していきたいと考えております。

以上です。

○阿久根議長

他にご意見ご質問等ございませんか。それでは、ご意見、ご質問等出尽くしたようですので、議題4の稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針について、原案のとおり取り扱うことに決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

異議なしということで、そう取り扱うことに決定いたします。

【議題5:令和5年の漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針について】

○阿久根議長

続きまして、議題5は、令和5年の漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針についてです。これも協議事項です。県から説明をお願いいたします。

○水産振興課（村田技術専門員）

はい。漁業調整係の村田です。よろしくお願いします。

令和5年の漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針についてということで、資料5に基づきまして説明いたします。

令和5年の漁業権一斉切替に関し、県が策定する漁場計画の樹立方針についての協議でございます。

委員の皆様ご承知のとおり来年8月31日をもちまして、現在免許されている漁業権がすべて消滅することとなります。

漁業者の皆様は9月1日より新たな漁業権を用いて漁業生産を行っていただくこととなっております。

県では、昨年度より漁業権一斉切替に向けた必要な現地ヒアリング測量等を実施したところでございます。

現地調査については概ね終了しまして、現在、調査結果の精査ですとか、確認作業を行っているところです。

今後、これらの事前調査結果を踏まえまして、漁場計画案の策定、委員会への諮問・答申をいただき、海区漁場計画を作成しまして公表、免許申請、審査、免許という流れで進めていく予定となっております。

この漁場計画を策定していく上での樹立方針について当委員会にてご協議いただき、ご承認をお願いしたいと考えております。

内容の説明に入らせていただきます。

令和5年漁場漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針についてということで、共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権の3つの要件に関するものでございます。

内容を読み上げさせていただきます。

漁場計画については、水産庁からの切替に関する技術的助言や、漁業法及び関係通知等に基づき、水面の総合利用による漁場生産力の維持発展と漁業振興の観点から、今後5年、10年間の長期的展望に立ち、次の点に留意しながら、地域における漁場慣行と漁場利用の現状に配慮して自立するという点で、1点目としまして栽培漁業との調和、2点目としまして資源管理型漁業の促進との調和、3点目としまして環境に配慮した養殖業の持続的な生産の確保、4点目としまして漁業協同組合の合併との調整、これらに留意しながら、樹立をしていきたいと考えているところです。

漁場計画に記載される個別の事項等についての説明になります。

まず、1番目としまして、漁場区域の表記については、緯度経度を用いた表記とする。本県においては10年前の一斉切替時より、緯度経度を用いた表記を行っており、(1)の共同漁業権のうち第1種から第3種までの共同漁業権は陸上基点の名称を記載するとともに、陸上基点及び沖合の各点を緯度経度で表記するとしております。

第3種共同漁業権のつきいそ・飼付け漁業においては緯度経度で表記した中心点と、漁場の範囲を表す半径距離で表記することとしております。

定置漁業権につきましては、陸上基点と漁場を囲む各点を緯度経度で表記することとしております。

区画漁業権につきましては、漁場を囲む各点を緯度経度で表記するという、従来どおりの表記を行っていきたいと考えております。

次に各漁業権についてです。

2の共同漁業権ですが、共同漁業権は漁業協同組合が資源の保護培養、漁業調整等の漁場の管理が可能な範囲で計画を樹立することとしております。

(1)漁場の区域としまして、原則として現行の漁業権区域とする。

(2) 関係地区としましては、原則として現行の関係地区とする。

(3) 共有漁業権については、漁業権の管理及び行使の実態を踏まえ、必要があれば漁場の区域及び関係地区を見直すこととしたいと考えております。

個別事項である漁業種類についてです。

① 第1種共同漁業権です。行使実態のない漁業や経済価値が著しく低くなってしまったもの、資源管理意識が低い漁業については、原則として漁業権の内容から除いて漁場計画を樹立したいと考えております。

これは活用されていない漁業種類については削除、新たに活用されている漁業種類については追加という形で現場の実態に応じて計画を立てるということでございます。

② 第2種共同漁業権です。主に固定した網を用いた漁業になりますが、行使実態のない漁業や、機動性を有するようになった漁業は、漁業権の内容から除きたいと考えております。

③ 第3種共同漁業権です。これも同様の考えでございまして、行使実態のない漁業は漁業権の内容から除きたいと考えております。

つきいそ漁業、飼付漁業については、漁場管理が適正に行われ、他の漁業との調整が整ったものに限り、新規の漁場を計画することとしていきたいと考えております。

2ページ目になります。区画漁業権です。これも共同漁業権と同じ考え方で、2漁期以上行使のない漁場又は行使見込みがない漁場は、漁場計画を樹立しないという方針でいきたいと考えております。

また、(2)として漁場の区域は必要最小限の漁場区域で漁場計画を樹立する。(3)として新規漁場については、地域の漁業振興上、特に必要があり、かつ、環境保全上及び社会経済上問題がないと判断される場合のみ、漁場計画を樹立するとしております。

(4)として魚類養殖業に関しては、鹿児島県魚類養殖指導指針に基づき、漁場計画を樹立するとともに、鹿児島湾といった特殊な海域におきましては、原則として漁場の拡大を行わない方針で参りたいと考えております。

(5)としまして漁場計画を樹立する全ての魚類養殖漁場については、養殖漁場の改善を促進させ持続的な養殖生産の確保を図るために、持続的養殖生産確保法に基づく、漁場改善計画を策定させることとして従来どおりの方針で参りたいと考えております。

(6)クロマグロ養殖についてです。クロマグロ養殖については国際的な資源管理の流れを受け、農林水産大臣指示及び水産庁の技術的助言を踏まえ、次の取扱いとする方針です。

- ① クロマグロを対象とする区画漁業の名称は、「くろまぐろ小割式養殖業」とする。
- ② 天然種苗を用いたクロマグロ養殖については、平成24年度の養殖規模（漁場数及び養殖施設数）を超えては計画しない。
- ③ 人工種苗を用いたクロマグロ養殖については、種苗導入計画等の養殖計画の実現性が確かであるとともに漁業権者が実効性のある遵守措置を講じるもののみを計画するとしている。
- ④ 人工種苗を用いたクロマグロ養殖とは次のものを指すとして以下の2つに分類しております。

ア 人工種苗生産用親魚養成

種苗生産に用いる「クロマグロ親魚」の養成

イ 人工種苗を用いたクロマグロ生産

種苗生産されたクロマグロ稚魚又は、中間育成された人工種苗由来のクロマグロ幼魚を養成し、出荷するまでの養殖

という形で規定し計画を樹立する方針で行きたいと考えております。

最後に3の定置漁業権です。

(1)としまして2漁期以上行使のない漁場及び行使見込みのない漁場は、漁場計画を樹立しない。

(2)新規漁場については、利害関係者間で十分事前協議がなされ、内容の調整が図られている場合に限り、漁場計画を樹立する。

(3)一つの身網と垣網の組み合わせをもって、1か統として計画を樹立する。

(4)クロマグロを主たる漁獲物とする定置網については、新規免許を行わないという方針で参りたいと考えているところです。説明は以上になります。

漁業法の改正が成されたところでありますが、国の技術的助言においては、新たに必要手続きとなった漁場計画(案)を作成する際の「利害関係人の意見徴収」に関する項目や、制度見直しによる記述の追加等、細かい助言がされているが、「共同漁業権」、「区画漁業権」、「定置網漁業権」に関しては、10年前の一斉切替時と大きな変更は見られておりません。

このような点からも、今回協議をお願いした、「漁場計画の樹立方針」についても、平成30年切替時、平成25年の切替時の方針を踏襲した内容であり、同様の免許切替として進めて行く方針である事を申し添えます。以上でございます。

○阿久根議長

ただいま、議題5に係る説明が終わりました。委員の皆様方からご意見ご質問ございますか。川畑委員。

○川畑委員

ちょっと教えていただきたいと思うんですが、(4)第1種、第2種、第3種のこの行使実態のない漁業、経済効果価値の低いもの、この判断材料としてはどういったことを考えてるんですか。

海は使われなくても意味があって、再生に対しては非常に効果的な価値を占めるところもあるんですが、ここの経済的価値の低いものの判断はどういった基準のもとで判断されるお考えなんでしょうか、教えていただきたいと思います。

○阿久根議長

はい、県お答えください。

○村田技術専門員

はい。経済価値の低いものの判断については、基本的にはその行使実態があれば経済的な価値があると判断しているところです。

行使実態のあるなしにつきましては、資源管理状況等の報告とかを漁協の方からいただいています。その他、我々現地の方に行きまして、過去5年間の実績等を確認させていただいております。それらの中で判断させていただいてるところです。

○阿久根議長

いわゆる操業実績がないものでしょう。5年間なの。

○村田技術専門員

確認してるのは、過去5年間の操業実績等を確認しております。ここに書いてますように2漁期以上ということなので、直近2漁期の実態がないものについては、基本的には計画を立てないというところなんですけど、例えば、3年前まで行使実態がありましたというようなもので、今後、次年度にまた活用していく予定があるというものについては活用されている漁業権ということで、次の漁場計画に載せていくという考えであります。

○阿久根議長

いいですか、川畑委員。他に委員の皆様、はい、中馬委員。

○中馬委員

2ページの区画漁業権のところ、(4)の後ろの方の、原則として漁場拡大を行わない

と一応書いてあるんですけれども、錦江湾ブルー計画の中で、ラインが引いてありますけれども、それも大分昔のことですよ。

前回のこの委員会でも話がありましたように、国は、水産の輸出拡大を全面的に打ち出しております。

ということは、錦江湾の中では、それに対応できなくなる。今のブルー計画の中ではですね、その恐れがありますよね。

1ページの最初のところの、「今後5年、10年間の長期的展望に立ち」というような文言がありますけれども、その辺を踏まえた中で、錦江湾のブルー計画の見直しをできないものでしょうか。

○板坂事務局次長

はい。ただいまの質問に対してですけれども、中馬委員が言われているのは、多分、国が輸出の拡大を言ってる中で、生産量を増やしていく必要があるということを含めての質問かと思えます。我々も今回の漁業権免許をするに当たって、来年の9月までの間に、そういったところまで含めた形での計画っていうのは非常に難しいというふうを考えていまして、輸出に向けての漁場拡大ということは、その後に考えたいということで整理しています。

なので、ここでは5年後10年後とは書いてあるんですけれども、今回の免許と輸出に向けての漁場拡大でブルー計画の見直し等については、別のものとして扱って考えたいと思っております。

○中馬委員

はい、わかりました。

でも、ブルー計画については、もう時期的にも長いもんですから、とにかく早くその辺を検討していただいて、次の切替とか、その辺までにはどうにか結果が出るような形で、それでもちょっと遅いんですけど、一応検討をするという形でお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○板坂事務局次長

はい、わかりました。水産振興課の中で、流通の係も栽培養殖の係も免許をする調整係も一緒になって考えないといけない案件ですので、それについてはそういった意見があったということで共有して、今後検討して参ります。

○阿久根議長

前向きな意見ですので、確認して、ちゃんとしなければいけないことですので、後々問題にならないようによろしくお願ひしたい。他に委員の方々。はい、迫田委員。

○迫田委員

区画漁業権の件について教えていただきたいと思ひます。といいますのは、私も県漁協の島平支所におきまして、防波堤の内側にヒオウキ貝の試験養殖をしたいと。

あくまでも試験です、試験養殖をしたいんですけれども、この区画漁業権を設定しなければいけないのかどうなのか。

ただ、防波堤の内側で波の静かなところでですね、例えば、そういう稚貝を養殖するような筏なりを設置してよろしいのかどうなのか。

やっぱり、区画漁業権を設定して、その中で、魚類とは言わないけれども、稚貝を2～3年養殖をして、その試験栽培の結果がよければ、本格的にヒオウキ貝の養殖に入っていきたいというような計画があるもんですから、そこを教えていただきたいと思ひます。以上です。

○阿久根議長

はい、鹿児島県。

○村田技術専門員

試験養殖のお尋ねだと思いますが、区画漁業権をもって養殖するのと試験養殖と何が違うかという、免許を持って養殖するってことは、その後、販売ができるっていうことになります。

試験養殖においては、あくまでも試験養殖ですので体長を計ったりですとか、身の重量を測ったりとか、そういった中でやっていただくというのが試験養殖でございますので、実際にそこで育つかどうかきちと確認する上では、試験養殖を2～3年やっていただいて、その後しっかりと漁業権を取得して養殖をしていただくというのが一番良い流れだと考えております。

○迫田委員

ということは、試験養殖であれば区画漁業権を持たなくてもよいということですね。

○村田技術専門員

はい、そのような認識で結構です。

○阿久根議長

はい、他にありますか。ないようですので私から。これ委員の皆様方にも記憶にとどめてもらわないと、将来もしかしたら法廷にいく話があったり、紛争が起こる可能性があることですので、このちょうど漁業権設定の時期ですので、県に問いただしてみたいと思います。やんわりと最初にこの緯度経度を用いたのは10年前なんですよ。

それ以前は共同漁業権の設定の時に、緯度経度で表示してない場合は、どのような表示の仕方をしてましたか。起点の話ですよ。

○村田技術専門員

はい。各漁協と漁協の間に起点というものが陸上に設けてらおられまして、その起点はそれぞれの漁協さんが確認をした上でそこに設置したものがあります。

そこから真方位何度というような形で、その方角を見てそこから距離が幾らっていう形での表記になっておりました。

○阿久根議長

はい。私が組合長時代に立ち会って、隣の吹上漁協さんと、初めて緯度経度を入れるときに立ち会って、その当時は緯度経度では記載されてないわけですよ、皆さん。

最近まで北薩地域のごち網漁業においても、いろんな漁業においても、何とか岬から真方位何度の方向とか。うちと吹上との共同漁業権の境にはですね、あそこは皆さんご存知のとおり砂浜なんですよ。

砂浜というのは、生き物で一晩で動くし、一晩で見えなくなるんですよ。埋まっちゃうんですよ、起点は。それが何十年前に建てたかわからんのに、昔の川の後もわからんとですよ、松林があって、その時にあったのが、吹上のあの港と言っていいのか漁協があるとこの川の真ん中から南方向に何メートルというところが起点っていう書き方をしていたんですね。

でも、皆さん、川はですよ、生き物だから川は動くんですね。

今は護岸工事をして、ちゃんと川の両方堤防になってるから固定してありますが、昭和、我々が生まれた30年代なんかはですよ、川はまだ砂浜にただ水が流れるような川、大きな川でもそんなところばかりですよ。

うちの万之瀬川なんて巨大な川ですけど、両側砂浜です。川筋は大雨ごとに変わります。そこで何を言いたいかというと、その当時、吹上の川からそこを起点として400メートルのところが境界だっという事で、どんだけ砂浜に上がって見つけようとしても両方の役員も立ち会ってたんですけど、そんな起点のセメントの柱なんかがあるわけじゃないんですよ。もうどこに埋もれてるか、倒れるかもわからんですから。その当時、農業大学校のあそこが金峰町と吹上町の間ですので、そこを起点とすればいいんじゃないかって言ったんですけど、両方揉めないようにするから、ここで決めるがってなって決め

たんですね。

その後、ごち網の沖出しがありまして、皆さんご存知のとおり、そこで初めて、支点がA B C D E F Gとすごく点が入ったんですね。GPSで。

そしたら、この前、板坂係長と村田君がうちの漁協で聞き取りに、去年だったか、今年の初めだったかな、来るちゅうことでうちの組合と担当職員もこういうことに疎いもんですから、私に来てくれちゅうことで立ち会ったんですけど、その他のところで要望事項でですね、何を言いたいかというと、起点の延長線上に5,000メートルは共同漁業権なんですよ。吹上浜の共同漁業権のその延長線上にごち網の昔から8,000メートルまでの沖合となるところがあるんですが、こちらに人工魚礁が33か34かな、うちの8,000メートル内にあるんですが、そのうちの3個が昭和40年代には県も認めて、ちゃんと立ち会って、旧加世田漁協、旧加世田市、県の3者による補助事業で、両方の組合も立ち会って、ちゃんと確認して、つきいそ漁業権まで今でも設定してあるのが、新たに線をちゃんとした今流行ので入れたら、吹上沖になってしまっていて、違反操業になっちゃったんですね、我々は。

でも、作ったのはうちの市でうちの漁協で、補助事業で県単でやったわけですよ。

それが3つあるんですよ。100メートル出てる、200メートル出てる、300メートル出ると言うんですね、取締船が。沖出ししようというときだから10年前ですよ。もう沖出しが決まりかけたところに「おおすみ」にうちの所属船が捕まったんですよ。

いや、本人は捕まるつもりはないんですけど。親の代からのうちの魚礁ですから。

ヒラメの背割りをするときにはですね、くじ引きのときには加世田漁協で背割りをして、うちの漁協として輪番制をやるわけですよ。

もちろん吹上も我々が作ったってわかってるわけですから、でも、今となっては吹上のものになっちゃうんですね。操業をするときは、うちらが行ったら違反操業だと。

私が何を言いたいかというと、緯度経度で明確にしたものは、ここつい最近の話であって、この共同漁業権ちゅうものができた当時はGPSなんてないわけですから、それを定め直したところですね、そういう齟齬が出てきたんですね。

それどこにもあると思うんですよ。一本釣りで魚礁を使わないとかそういうのなら揉めないんでしょうけど、魚礁を使うような自由漁業の一本釣りを除いた網漁で県知事許可を有するものになってくるとですね。

沖合の入り合いの漁場ならいいんですが、既存の漁業権のその沖合の昔からうちの沖合の8,000メートル、そのうちの3,000メートルはそういう問題が出てきたんですね。

捕まってもいいんですよ、別に3日ぐらいの操業停止ならば。みんな思ってるんですよ。

でも、捕まることによって、積立ぶらす、漁獲共済が全部吹っ飛ぶわけですよ。

しかも新規就業者育成事業とか、エンジン変えるとか何をするにしても国の補助金を使いたくても、1年以内にと締対象になって、捕まったら使えないわけですよ。

僕が何を言いたかったかというと、法的に、弁護士の先生もいますが、昭和40年代に県が認めたラインが、今の新しいラインにしてみたら外れてた。

でも、僕が60ですから、僕は38年生まれだから、50年も60年も前から慣習として、所有物としてみんなが納得して使ってたものが、新しく導入された座標によって、その慣習をなくして、取締り対象にした場合、これはどういうふうな責任、どちらがどうなるんですか。

○阿久根議長

そこを今、明確にしとかなないと。そういう話をした時には、県としては、グリーゾーンだから、隣の漁協に相談してくれと。

僕が組合長の時に相談したんですが、隣の組合長と漁船漁業の方々に、そしたら1回

我が物になったものは誰も譲らない。

だから、僕は、県に魚礁を全部上げて、うちの境界内に直せって。県がしたことなんだから戻せって、それなら納得するって。そしたら、そこは取締り対象にはせんがって耳打ちはしてくれましたけど、担当職員が変わったり、船長が変わったりするたびに、地先の親の代からそこはうちのもので、何十年も教えられて、両者がわかって操業してたものを、県がここは違反操業だって、誰も頼まないのに取り締まる。隣から苦情でも出たのならやけど。

法律は法律だと言ってきたときに、委員の皆様はどういう判断をその時にされますかということをおききするので、県はどういう判断をするのか。

うちだけじゃなくて、絶対どこでも隣接で起きていることです。

うちは実際にこれで取り締まられて保険をもらえなかったことがありますから、我々は50年60年それで生きてきたわけだから、県が摘発するんなら、裁判問題になりますから、私なら訴える。慣習というものがあるはずだから。

そういう時に県はどういう対応をするかっていうのを、今ちゃんと考えておってもらわんと。

委員の皆様は、私より若い皆様方もおられますし、将来にわたってこういうことがあったなっていうことを、あん時、会長が言ったことだなど、もしかしたら起きるかもしれないので、誰だって捕まりたくて捕まるわけではないです。だから私がいつも言うように、車のスピード違反も10キロ、50キロだと60キロまでは認めるわけですよ。50キロが60キロだったら20%ですよ。20%の人間の心の緩み、機械の誤差を見て、陸の上で2割の誤差を認めてくれるのに、海の上で100メートル200メートルと言ったら誤差ですよ。

今でも我々は、それから8年間9年間そこには近づかないですから、今の時期はここに獲物がおるんだけどなと思っても、自分の家なのに行けないんですから。堂々と吹上の者はやってるけど、やんなとも僕らも言いませんし。県が融通を利かせてくれないと、ある程度の幅を持たせとかないと、四角四面では裁判沙汰になることがあると思いますので、回答できますか。回答できません。

できないのであれば、私が捕まったときにはあいつは悪くなかったんだと。裁判になるとかってくださいいね。そのときの弁護は前田先生をお願いします。

○重信委員

隣の漁協はラインを引っ張ったときには、自分達のものって言うの。

○阿久根議長

言う。

○野村委員

入り会いとかないんですか。

○阿久根議長

暫時休憩します。

－休憩－

○阿久根議長

再開します。他にありませんか。ではないようですので、原案のとおり取り扱うことに決定いたします。

【議題6:クロマグロに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について】

次は、クロマグロです。議題6はクロマグロに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用についてです。これは報告事項です。県からの説明をお願い

いします。

○水産振興課（加治屋技術専門員）

はい。漁業監理係の加治屋です。クロマグロに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用についてということでご説明いたします。

ページをめくっていただいて、まず経緯ですが、本県の定置漁業につきまして、クロマグロの大型魚でございますけれども、本年6月から採捕停止の措置をとっております。

こちらに関する報告となります、まず、経緯としまして令和4年6月9日から10日にかけて、魚体重100キロを超えるような個体というのが、まとまって入っております。

6月10日の時点で、こちらの総漁獲量は5,216キロということになりました。

これを受けまして、当初の漁獲可能量が5.1トンでしたが、足りなくなったということで、県の留保枠から当初の漁獲可能量に0.2トン足しまして、漁獲可能量を5.3トンとしております。

3ポツ目ですけれども、こちらの措置によりまして、県が持つクロマグロ大型魚の留保枠は0トンというふうになってございます。

措置としましては、1ポツ目ですけれども、漁獲可能量について今後しばらく追加もしくは他の都道府県から融通ということをしてもらえるんですけれども、しばらくの間はそれが見込めないということで、定置漁業のクロマグロ大型魚を採捕停止というふうにいたしております。

こちらの採捕停止の告示ですけれども、6月21日発行の県の公報で行っております。

参考としまして、下の表にクロマグロ大型魚の管理区分ごとの漁獲可能可能量と漁獲実績というものを掲載してございますけれども、1点修正がございまして、備考欄の中ですけれども、鹿児島県その他のクロマグロ（大型魚）が採捕停止中というふうに書いてあるんですけれども、こちらの記述の令和4年5月13日が5月14日の誤りでございます。訂正いたします。以上でございます。

○阿久根議長

クロマグロについてでした。

○川畑委員

いいですか。

○阿久根議長

はい、川畑委員。

○川畑委員

ちょっと聞きたいのは、都道府県で、もし使われていない枠があれば融通ができると。

だけでも、タイミングが間に合わなければ何もならないわけですよね。

ここの改善策というのは何かいい手はないんですか。

○加治屋技術専門員

一応、融通というのができるんですけれども、漁期の終盤になってくると、結構、どの都道府県も大体これくらい余るんじゃないとか目鼻が立ってきます。

去年もそうですが、大体年の瀬くらいからその辺の目鼻が立ってくるということで、県としても大小交換であったり、融通だったりっていうことを実施しているところがございます。

○川畑委員

枠をたくさん持っているところがありますけど、あれは使い切るんですか。

○加治屋技術専門員

使い切るところもあるかもしれないですけれども、大体、漁期の終盤になると鹿児島県みたいに漁獲可能量が少ないけど、漁獲は回復してきたところに融通してくださるこ

とがあって、消化率につきましては、進んでるところが多いというふうに認識しています。

今の時点では、なかなか融通してもらえなくて、今融通するところはどこもないものですからできてないんですけども、漁業者の方々は大変困っているというのは認識しております。

なので、年末年始、そういったところにかけては確保できるように調整していきたいというふうに考えます。

○阿久根議長

よろしいですか。他にないですか。マグロについてはもう国際情勢のことで、なかなか水産庁が決めたことで、こういうもんだから残念なことです。

では、これは報告事項ですから終わります。

【議題7:機船船びき網漁業（バッチ網・八代海）に係る熊本県との協議結果について】

○阿久根議長

続きまして、議題7は機船船びき網漁業（バッチ網・八代海）に係る熊本県との協議結果についての報告です。

○村田技術専門員

漁業調整係の村田です。機船船びき網漁業（バッチ網・八代海）に係る熊本県との協議結果についてということで資料7に基づきまして、ご報告いたします。

まず、これまでの経緯についてご説明いたします。

八代海における機船船びき網漁業は、東町漁協と北さつま漁協（出水支所）の漁業者3統(6隻)が許可を受けております。

令和3年6月に両漁協から操業区域を拡大したいと相談があり、両漁協に対し、要望海域で操業している固定式刺し網漁業やごち網漁業など本県知事許可漁業者との調整を進めるよう指導し、調整が概ね完了したことから、令和3年7月に東町漁協と北さつま漁協からの「要望書」を受理しました。

昨年9月に、要望状況について当海区漁業調整委員会へ報告したところです。

年が明けまして、1月に熊本県とWeb会議を実施し、八代海における知事許可漁業の状況や機船船びき網漁業の操業区域の拡大要望について説明し、意見交換を行っており、海区漁業調整委員会へ口頭にて経過報告をさせて頂いております。

令和4年7月に熊本県と協議しておりますので、その概要を説明します。

令和4年7月12日に当方が熊本県庁へ伺い、協議を実施しました。

当方より、これまでの経緯の説明し、熊本県と行ったWeb会議後の要望状況など鹿児島県における動きについて説明しました。

熊本県の意見としては、①バッチ網の公海での操業は問題が大きく、その対応は厳しい、②不知火海における漁船漁業は、現在、バランスがとれている状況である、③1つの漁業(バッチ網)だけ枠組みから外れてしまうと、八代海全体のルールが崩壊してしまう、④仮に、両県の入り会いを認めた場合、他の漁業も入り会いになり錯綜した海域が生じ、新たな問題が生じてしまう懸念がある、との意見でした

熊本県との協議については、今後も、引き続き行うこととして合意を得ているところです。

参考までに、裏面の2ページ目に要望海域を示しております。県境が確定していない海域であり、50年以上関係漁協、県で話し合いを行っておりますが、県境は確定していない緩衝海域として両県で扱っております。報告は以上です。

○阿久根議長

報告は終わりましたが、委員の皆様方からご意見、ご質問ございますか。

ないようですので、ちょっと暫時休憩します。

－休憩－

○阿久根議長

暫時休憩終わります。ただいま報告がありましたが、他には特になかったようですので、今日の委員会の議題はこれで終わりです。委員の皆様方から、他に何かご意見、ご質問ございますか。

○迫田委員

はい。

○阿久根議長

迫田委員。

○迫田委員

本日の会議も大分時間を超過しておりますけれども、先日ですね、私どもの漁協で起こりました、イセエビの密漁について、その経過について少々長くなりますけれども、時間をいただくのをお許しいただきたいと思います。

7月の初めにですね、串木野海上保安部から当漁協に電話がありました。

その内容といたしましては、7月9日だったと思いますが、23時58分、日付が変わる2分前ですけれども、私ども漁協の共同漁業権内にあります防波堤に設置してある消波ブロックで、イセエビ1匹、たった1匹なんですけれども、450グラムを採捕したと。

これを獲っているのを海上保安部の職員が巡視中にこれを発見、確認して対応しましたという報告が電話でございました。

漁業権内の違法行為、しかも禁漁期間中の事案であるので、この者を告訴するかしないかと漁協の判断をくださいというような内容が保安部から来ておりました。

私ども漁協といたしましては、イセエビたかが一匹だし、本人から漁協に対して、本当に申し訳ありませんでした、こういう違法行為は絶対しませんというような謝罪文を漁協に提出してくれれば、もうそれで収めようやというような決定をいたしました。

ところがですね、海上保安部としては、私どもからの回答がどうも不服なようで、何回も告訴するんですかしないんですかと。3回も4回も電話が来るようになりました。

この内容をですね、鹿児島県、鹿児島県漁連、それから鹿児島県漁協の本所というところにも串木野海保から同じような内容の電話があったそうであります。

そこでですね、急遽、私どももどうするかということで役員会を開催をいたしました。

その役員の方々からの発言といたしましては、もう1匹だから許すかという意見もあればですね、もし告訴となれば島平支所が原告となって裁判もしくは検察庁まで行かなければいけない。

そういうことになれば、その日の出漁もできないと、しかも漁協の職員が1人しかいないために職員が出頭すれば漁協の業務が停滞すると。

それから、もし、この者が反社会的な者であるとするれば、告訴した後にですね、お前が告訴したせいで刑務所行きとか検察庁と呼ばれたというような、そういう脅しといたしますか、そういう恐れはないんだろうかというような意見も出ました。

それから、かつて今まで告訴状といったその書類を作ったこともないんですよ。どういうふうに告訴状をつくれればいいのかという形で、結果的にはその役員会でも、もう告訴をしないということで決議をしまして、その議事録を海上保安部に提出をいたしました。

そういうところで、わかりましたとそれじゃ漁協の判断は、告訴しないんですねというような回答で保安部を帰ってきたんです。

しかし、それからですね、2週間もしないうちにもう1人また密漁者が出たと。これ2人目なんですよ。

そしたら、また保安部からこの方はどうするんですかという形で来たもんですから、その対応に非常に苦慮いたしました。

だから、最初の方は告訴しないで、2番目の方を告訴するんですかというようなことで、また役員会を開催しまして、それじゃ仕方ないなと前の者もかわいそうだけれども、2名告訴という形で、告訴状を一応保安部に見本があったもんですから、保安部にその見本をくれという形でですね、告訴状を作成して、現在、保安部から検察庁の方にですね、一応書類が回っているかと思っております。

それで保安部に色々説明したんですけども、漁業権行使規則という規則があるんですけども、その規則の中には組合員が漁業法を違反した場合は罰則規定はあるんですけども、一般の方に対するその罰則規定というのは、漁業権行使規則の中には書いてないんですよ。

だから、その告訴しようにも、これはできないんじゃないんですかということをお保安部に言ったら、逆に漁業法の非常に10センチぐらいの分厚い法律を持ち出してきてですね、これの第何条のこれに該当するんですよという形で、どうしても保安部としては、告訴させたいというような意向が見え見えだったもんですから、それでは仕方ないよねという形で、2名の方をイセエビ密漁という形で、現在、告訴した次第であります。

そこで、県の方にもお伺いしたんですけども、このイセエビとか或いは魚類もですけども、イセエビ漁は知事許可だと思いますけれども、県の罰則規定というのはどのようになっているの。イセエビの密漁に対して、その辺のところを今日教えていただきたいなと思っております。以上です。

○阿久根議長

はい、県。

○板坂事務局次長

ちょっと確認だったんですけど、実際に採捕した日っていうのは、禁漁期間中だったんでしょうか。

○迫田委員

そうです。イセエビは今月の21日、昨日から漁解禁ですよ。

だから、それ以前の話ですので、禁漁期間中だということです。

○板坂事務局次長

5月1日から8月20日までが採捕禁止期間になっているので、それであれば調整規則違反っていうことで、漁協の告訴という漁業権侵害っていう形をとらなくても保安部は立件できるんじゃないかなと思うんですけども、そこでなぜ漁協にそういった形をとったのかがちょっとよくわからないなというところですよ。

○阿久根議長

しかもイセエビは3年以下の懲役又は3000万以下の罰金に指定されなかったけ。

○迫田委員

イセエビは100万だと聞いてますけどもね。県の漁業調整規則の中には罰則規定というのがあるんですか。

○板坂事務局次長

規則はあります。6月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金に該当するかと思います。

○迫田委員

すると、この方は該当するんですか。

○板坂事務局次長

規則違反になるかと思います。その採捕禁止期間での採捕ですので、調整規則違反で、

6月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金っていうここに該当することになります。

○迫田委員

これは、一般人もしくは漁協の組合員であっても一緒。

○板坂事務局次長

一緒です。

○重信委員

海保はまだ重たくしたかったんじゃないの。

○阿久根議長

一回閉めましょう。

○迫田委員

はい、閉めてください。

【閉会】

○脇田事務局長

それでは、どうも皆さんありがとうございました。本日の委員会をこれで終了いたします。お戻りの際にはお気をつけてもらいたいと思います。

—令和4年8月22日（月）午後4時15分閉会—

議事録署名者

会長

[Redacted signature]

委員

[Redacted signature]

委員

[Redacted signature]